

警察常任委員会資料
令和6年5月15日

人身安全関連事案への的確な対応 及び特殊詐欺の撲滅など、犯罪の 未然防止に向けた取組の推進について



警 察 本 部

目 次

| | | |
|-----------|---------------------------------------|----|
| 第1 | ストーカー・DV事案を始めとする人身安全関連事案に対する取組 | |
| 1 | 人身安全関連事案とは | 4 |
| 2 | 人身安全関連事案への対処方針 | 4 |
| 3 | ストーカー・DV事案に対する取組 | 4 |
| (1) | ストーカー事案の取扱状況 | 4 |
| (2) | DV（配偶者等暴力）事案の取扱状況 | 5 |
| (3) | 具体的な取組 | 5 |
| 4 | 児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待事案に対する取組 | 8 |
| (1) | 児童虐待事案の取扱状況 | 8 |
| (2) | 高齢者虐待事案、障害者虐待事案の取扱状況 | 8 |
| (3) | 虐待事案への取組 | 9 |
| 5 | 行方不明者発見活動の推進 | 10 |
| (1) | 取扱状況 | 10 |
| (2) | 具体的な発見活動 | 10 |
| (3) | 認知症高齢者対策 | 11 |
| | | |
| 第2 | 特殊詐欺の抑止対策 | |
| 1 | 特殊詐欺の認知状況 | 12 |
| (1) | 被害の推移 | 12 |
| (2) | 被害者の居住地区別等 | 12 |
| 2 | 特殊詐欺対策プロジェクトチームによる対策の推進 | 13 |
| 3 | 被害防止対策の推進 | 13 |
| (1) | 県民への注意喚起 | 13 |
| (2) | 自治体と連携した被害防止対策 | 16 |
| (3) | 金融機関等と連携した水際対策の推進 | 16 |
| (4) | 犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」）対策 | 18 |
| 4 | 検挙対策等の推進 | 18 |
| (1) | 特殊詐欺特別捜査隊による検挙活動 | 19 |
| (2) | 検挙の推移 | 19 |
| (3) | 特殊詐欺の予兆電話（アポ電）認知時における初動対応 | 19 |
| (4) | 検挙事例 | 19 |
| (5) | 犯行ツール対策の推進 | 19 |
| 5 | SNS型投資・ロマンス詐欺の情勢 | 20 |
| (1) | SNS型投資・ロマンス詐欺の認知状況 | 20 |
| (2) | 被害者の年代構成 | 20 |
| (3) | 各種広報媒体を活用した情報発信 | 20 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第3 地域社会と連帯した犯罪の起きにくい社会づくりの推進 | |
| 1 持続可能な防犯ボランティア活動に向けた支援の推進 | 21 |
| (1) 学生防犯ボランティア（ブルーフェニックス隊）の発足 | 21 |
| (2) 幅広い世代の参加促進 | 21 |
| (3) 青色防犯パトロールへの支援 | 22 |
| (4) 「子供110番の家・店・車」への支援 | 22 |
| (5) 「ながら見守り」活動の推進 | 22 |
| 2 県民に対する積極的な防犯情報の提供等 | 23 |
| (1) 「ひょうご防犯ネット」等を活用した情報発信 | 23 |
| (2) SNS等を活用した情報発信 | 23 |
| 3 防犯環境の整備・充実 | 24 |
| (1) 防犯カメラの設置促進 | 24 |
| (2) 防犯機器の普及促進 | 24 |
| 4 子供と女性を犯罪から守る活動の推進 | 24 |
| (1) 「先制・予防的活動」の推進 | 24 |
| (2) 子供の被害防止対策 | 24 |
| (3) 女性の被害防止対策 | 24 |

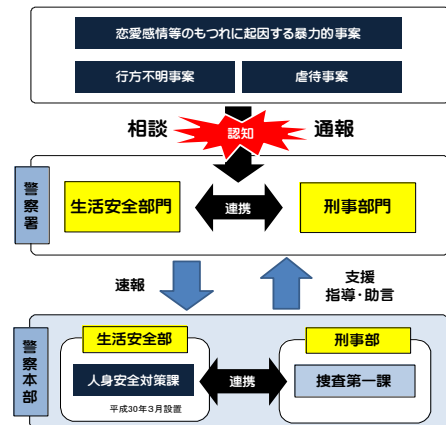
第1 ストーカー・DV事案を始めとする人身安全関連事案に対する取組

1 人身安全関連事案とは

「人身安全関連事案」とは、ストーカー、DVなどの恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案や、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案など、人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案のことである。

2 人身安全関連事案への対処方針

人身安全関連事案については、認知した段階では比較的軽微な事案であっても、事態が急展開して重大事案に発展するおそれがあることから、認知の段階から、生活安全部門と刑事部門が緊密に連携を図り、警察本部が確実に関与して事案の危険性・切迫性を的確に判断した上で、被害者等の安全確保を最優先に考えた対応を徹底している。



また、人身安全対策課では、24時間体制で警察署を支援し、必要に応じて刑事部捜査第一課と連携を図っている。

3 ストーカー・DV事案に対する取組

(1) ストーカー事案の取扱状況

ストーカー事案の認知件数は、減少傾向にあるものの、依然として高水準で推移しており、令和5年中の検挙件数は、過去最多となっている。

| 区分 | | 年別 | | | | | | | 前年対比 | |
|-------------|--------|----------|--------|--------|--------|--------|------------|------------|------|----|
| | | R元年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 | R5年 3月末 | R6年 3月末 | | |
| 兵 庫 県 | 認知件数 | 1,095 | 966 | 980 | 926 | 838 | 209 | 217 | +8 | |
| | 女性 | 978 | 851 | 854 | 809 | 713 | 173 | 191 | +18 | |
| | 男性 | 117 | 115 | 126 | 117 | 125 | 36 | 26 | -10 | |
| | 検 挙 | ストーカー規制法 | 95 | 84 | 88 | 110 | 138 | 23 | 18 | -5 |
| | | その他の刑罰法令 | 75 | 97 | 108 | 145 | 148 | 35 | 32 | -3 |
| | 対 応 | 書面警告 | 65 | 55 | 73 | 64 | 44 | 13 | 6 | -7 |
| 禁止命令 | | 98 | 111 | 138 | 162 | 161 | 24 | 23 | -1 | |
| 全 国 | 認知件数 | 20,912 | 20,189 | 19,728 | 19,131 | 19,843 | — | — | — | |
| | 検 挙 | ストーカー規制法 | 864 | 985 | 937 | 1,028 | 1,081 | — | — | — |
| | | その他の刑罰法令 | 1,491 | 1,518 | 1,581 | 1,650 | 1,708 | — | — | — |

(2) DV（配偶者等暴力）事案の取扱状況

配偶者等暴力事案の認知件数は増加傾向にあり、暴行、傷害等による検挙件数は、依然として高水準で推移している。

| 区分 | 年別 | R元年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 | R5年 | R6年 | 前年対比 | |
|----------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|----|
| | | 3月末 | 3月末 | 3月末 | 3月末 | 3月末 | 3月末 | 3月末 | | |
| 兵 庫 県 | 認知件数 | 3,465 | 3,617 | 3,631 | 3,783 | 4,146 | 938 | 1,034 | +96 | |
| | 婚姻関係 | 2,557 | 2,732 | 2,628 | 2,648 | 2,970 | 667 | 737 | +70 | |
| | 元配偶者 | 217 | 180 | 176 | 192 | 216 | 43 | 56 | +13 | |
| | 内縁関係 | 288 | 326 | 318 | 317 | 332 | 77 | 82 | +5 | |
| | 同棲関係 | 403 | 379 | 509 | 626 | 628 | 151 | 159 | +8 | |
| | 検挙 | 保護命令違反 | 8 | 8 | 7 | 4 | 8 | 1 | 2 | +1 |
| | その他の刑罰法令 | 664 | 632 | 555 | 650 | 767 | 175 | 182 | +7 | |
| | 保護命令発令通知 | 113 | 103 | 98 | 69 | 91 | 18 | 20 | +2 | |
| | 全 国 | 認知件数 | 82,207 | 82,643 | 83,042 | 84,496 | 88,619 | — | — | — |
| | 検挙 | 保護命令違反 | 71 | 76 | 69 | 46 | 63 | — | — | — |
| その他の刑罰法令 | 9,090 | 8,702 | 8,634 | 8,535 | 8,815 | — | — | — | | |

※ 保護命令発令通知とは、裁判所が決定した保護命令を発令するため対象者に通知した件数をいう。

(3) 具体的な取組

ア 被害者の意思決定の支援

ストーカー・DV事案の危険性、警察として執り得る措置、被害者自身の決断等の必要性について、書面やリーフレットを活用し、丁寧に説明を行うことで被害者の意思決定を支援している。



【ポケット版リーフレット】

ストーカー・DV等への対応について

年 月 日 署名

警察から連絡する際の電話番号

- 警察にとってもらいたい対応等
(以下の質問項目に○を付け、その理由を書いてください。)
- 1) 刑事手続について
ア 刑事手続を待たせたくない
イ 相手を捕まえてほしくない
【捕まえてほしくない理由: _____】
- 2) 文書警告、禁止命令等について
ア 文書による警告をしてほしい
イ 禁止命令等をしてほしい
ウ ア、イの措置をとってほしくない理由: _____
- 3) その他の対応について
ア 注意、口頭警告等してもらいたい
イ 注意、口頭警告等をしてほしくない理由: _____
ウ 現時点では、決心できない。(日・週・月)後を目地に確認してほしい
エ その他(_____)

- 2) 親族、弁護士(会)、配偶者暴力相談支援センター、NPO等への相談
(該当する項目に○を付けてください)
- ア 既に相談した
イ 具体的な相談予定あり
ウ 「援助申出書」記載のとおり(本日、警察に紹介された窓口等に相談予定)
エ 具体的な相談予定なし・未定

- 3) 転居・避難の有無
(該当する項目に○を付けてください。)
- ア 転居する
イ 一時避難する
ウ 避難しない
【避難しない理由: _____】

- 4) 自由記載(この件についての考え方や今後のことで書きたいことがあれば自由に書いてください。せまくて書ききれないときは、裏面に続きを書いてください。)

(注) 担当職員は、2ア又はイに該当する場合は相談先、3ア又はイに該当する場合は転居・避難先等について確認したときは、別途、相談記録簿等に記録すること。

※ この書面は、法令に基づき強制(配偶者暴力防止法第14条第2項)等のほか、第三者に提供することはありません。

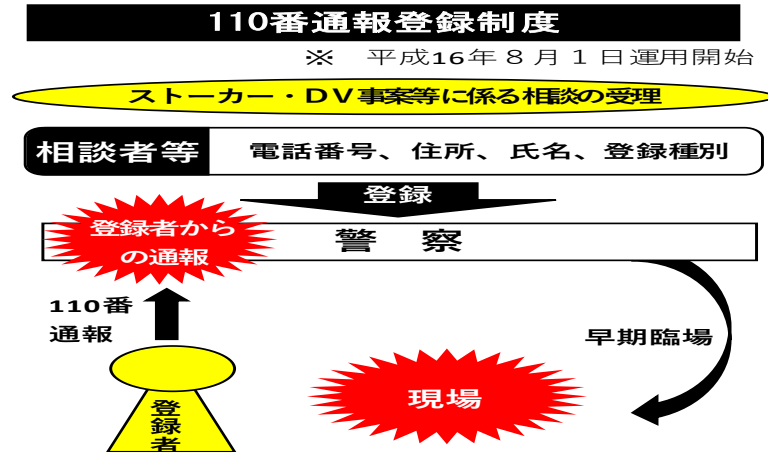
【意思決定の支援に係る書面】

イ 近況確認の実施

被害者等の継続的な安全確保を図るため、事案の危険性等に応じて、警察から被害者等に連絡する頻度を決め、電話での近況確認を定期的に行い、その結果を踏まえて必要な措置を講じている。

ウ 110番通報登録制度の運用

通信指令ネットワークシステムに、被害者等の住所や電話番号等をあらかじめ登録しておく「110番通報登録制度」を運用している。登録番号からの110番通報を受理した際には、登録情報を110番受理者が確認できることで指令に要する時間が短縮され、迅速な対応が可能となっている。



エ ストーカー・DV相談電話の運用

警察本部にストーカー・DV相談電話を設置して、24時間体制で相談を受理し、相談内容や相談者の意向に応じて、制度教示、防犯指導等の支援を実施している。

また、早期相談を促すため、県警ホームページ等を通じて、ストーカー・DV相談電話の周知を図っている。

【ストーカー・DV相談電話】

078-371-7830

みないちばん 悩みや
皆一番に相談し、



【ストーカー・DV相談電話による支援】

オ 携帯型緊急通報装置の貸与

令和5年9月から、生命又は身体に危害が加えられる危険性の高い被害者等に対し、携帯型緊急通報装置（通報機能付きGPS端末）を貸与している。

緊急時に被害者等が非常通報ボタンを押すと警察に位置情報が伝わり、迅速な初動対応が可能となることで、被害者等の安全安心を確保している。

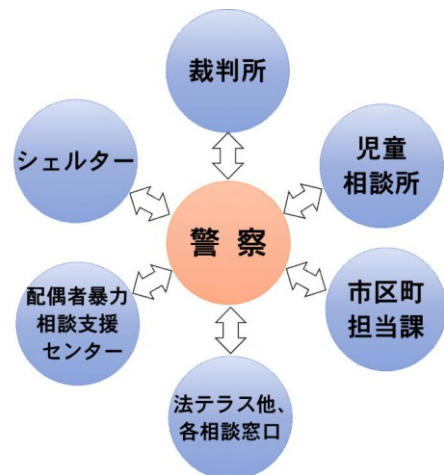


【携帯型緊急通報装置】

カ 関係行政機関等との連携

(7) 被害者の保護対策

警察は、自治体が開催するDV対策連携会議での情報交換を始め、被害者等の住民基本台帳の閲覧制限や避難施設（シェルター等）への一時保護等の支援を行うなど、自治体等の関係機関と緊密な連携を図り、被害者等の保護対策を推進している。



【関係行政機関等との連携状況】

(4) 広報啓発活動

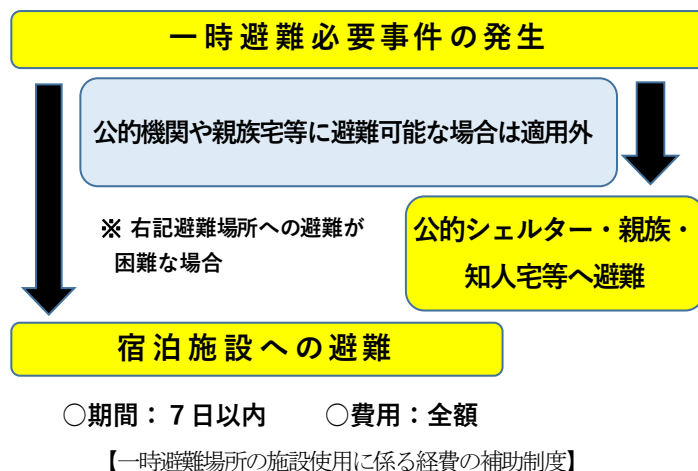
毎年11月12日から25日までの内閣府が提唱する「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、行政機関と連携した街頭キャンペーン等の広報啓発活動を行っている。



【兵庫県女性家庭センター等合同による街頭キャンペーン 三宮】

キ 避難への支援

ストーカー・DV事案においては、被害者等の安全確保を最優先に対応する必要があり、避難が困難である被害者等に対しては、宿泊施設への一時避難に伴う費用の全額を公費負担している。



4 児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待事案に対する取組

(1) 児童虐待事案の取扱状況

令和5年中の児童虐待事案の認知対応件数、通告人員及び検挙件数は、統計を取り始めた平成12年以降、過去最多となっている。

| 区分 | | 年別 | | | | | | | | |
|-----|----------|----------|---------|---------|---------|---------|------------|------------|-------|------|
| | | R元年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 | R5年 3月末 | R6年 3月末 | 前年対比 | |
| 兵庫県 | 認知対応件数 | 3,891 | 4,377 | 4,329 | 4,357 | 4,417 | 948 | 988 | +40 | |
| | | 認知件数 | 3,008 | 3,350 | 3,356 | 3,481 | 3,725 | 798 | 887 | +89 |
| | 措置 | 児相への通告人員 | 4,741 | 5,291 | 5,313 | 5,557 | 5,853 | 1,252 | 1,388 | +136 |
| | | 身体的虐待 | 1,016 | 968 | 967 | 934 | 988 | 218 | 257 | +39 |
| | | 性的虐待 | 15 | 13 | 16 | 12 | 8 | 1 | 5 | +4 |
| | | ネグレクト | 520 | 589 | 551 | 651 | 537 | 119 | 140 | +21 |
| | 心理的虐待 | 3,190 | 3,721 | 3,779 | 3,960 | 4,320 | 914 | 986 | +72 | |
| 全国 | 認知対応件数 | 86,386 | 93,269 | 92,369 | 95,520 | 99,856 | — | — | — | |
| | 児相への通告人員 | 98,222 | 106,991 | 108,059 | 115,762 | 122,806 | — | — | — | |

※ 認知件数は、捜査・調査の結果「虐待事実あり」と判断したものを計上している。

| 区分 | | 年別 | | | | | | | |
|-----|---------|-------|-------|-------|-------|-------|------------|------------|------|
| | | R元年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 | R5年 3月末 | R6年 3月末 | 前年対比 |
| 兵庫県 | 検挙件数(件) | 209 | 170 | 222 | 207 | 251 | 48 | 63 | +15 |
| | 検挙人員(人) | 215 | 178 | 224 | 210 | 255 | 48 | 63 | +15 |
| 全国 | 検挙件数(件) | 1,972 | 2,133 | 2,174 | 2,181 | 2,385 | — | — | — |
| | 検挙人員(人) | 2,024 | 2,182 | 2,199 | 2,222 | 2,419 | — | — | — |

(2) 高齢者虐待事案、障害者虐待事案の取扱状況

高齢者虐待事案及び障害者虐待事案の認知件数は、いずれも増加傾向にあり、これに伴い自治体への通報件数も増加している。

| 区分 | | 年別 | | | | | | | | |
|-------|------|---------|-------|-------|-------|-------|------------|------------|------|------|
| | | R元年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 | R5年 3月末 | R6年 3月末 | 前年対比 | |
| 高齢者虐待 | 認知件数 | 1,114 | 1,312 | 1,317 | 1,368 | 1,393 | 313 | 422 | +109 | |
| | 措置 | 自治体への通報 | 1,103 | 1,301 | 1,303 | 1,346 | 1,365 | 311 | 420 | +109 |
| | | 事件処理 | 163 | 116 | 134 | 170 | 210 | 35 | 63 | +28 |
| 障害者虐待 | 認知件数 | 134 | 296 | 347 | 390 | 446 | 105 | 113 | +8 | |
| | 措置 | 自治体への通報 | 127 | 285 | 349 | 394 | 442 | 106 | 118 | +12 |
| | | 事件処理 | 7 | 26 | 35 | 33 | 47 | 12 | 10 | -2 |

※ 1 措置状況は、重複計上である。

2 高齢者虐待、障害者虐待の全国統計はない。

(3) 虐待事案への取組

ア 被害者の安全確保

虐待事案を認知した場合には、関係者を分離した上、個別に聴取し、被害者の怪我の有無を目視確認するほか、積極的に検挙措置を講ずるなど、被害者の安全確保を最優先とした対応を徹底している。

イ 関係機関との連携

児童虐待事案は、児童相談所への確実な通告、高齢者虐待事案及び障害者虐待事案は、被害者の住居地を管轄する自治体への通報を徹底するなど、関係機関との連携を図っている。

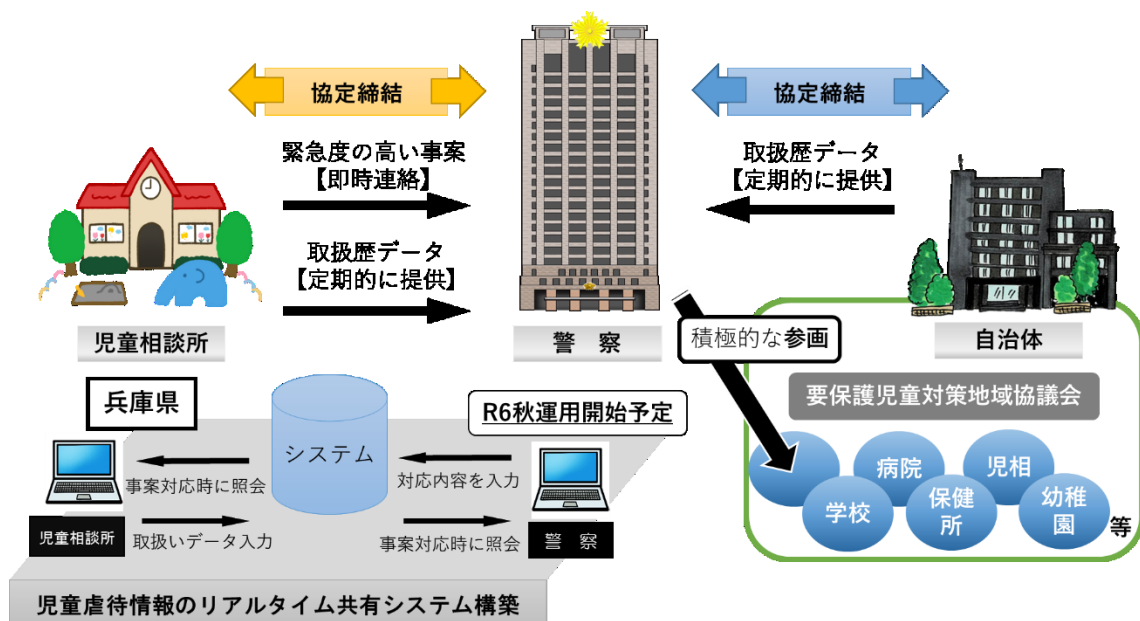
ウ 児童虐待事案の情報共有

(7) 児童相談所

児童相談所を設置している自治体と連携協定を締結し、緊急度の高い事案については、即時連絡を受けており、昨年度からは、児童相談所が受理した全ての児童虐待事案について定期的な情報提供を受けている。また、兵庫県所管の児童相談所と警察本部の間で、全ての児童虐待情報をリアルタイムに共有するシステムの構築を進めている。

(1) 自治体

児童虐待に係る情報共有を目的として、各自治体が設置する要保護児童対策地域協議会の会議に各警察署が積極的に参画している。また、要保護児童対策地域協議会との間で、定期的な情報提供を受けるための連携協定の締結を進め、児童虐待事案への迅速な対応に努めている。



(ウ) 電子通告の導入

児童相談所への早期通告により要保護児童への適切な対応を図るため、令和5年から県下全ての児童相談所への通告を電子化する運用を開始し、積極的に活用している。

5 行方不明者発見活動の推進

(1) 取扱状況

行方不明者届の受理件数は、令和2年以降、毎年増加しており、中でも認知症（疑いを含む。）が原因の行方不明者に係る届出の割合は、高水準で推移している。

| 区分 | | 年別 | R元年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 | R5年 3月末 | R6年 3月末 | 前年対比 |
|-----|------------|----|--------|--------|--------|--------|-------|------------|------------|------|
| | | | | | | | | | | |
| 兵庫県 | 届出受理件数 | | 5,524 | 5,042 | 5,464 | 6,096 | 6,202 | 1,447 | 1,368 | -79 |
| | 認知症(疑いを含む) | | 1,778 | 1,745 | 1,804 | 2,115 | 2,094 | 494 | 456 | -38 |
| | 割合(%) | | 32.2 | 34.6 | 33.0 | 34.7 | 33.8 | 34.1 | 33.3 | -0.8 |
| | 発見・解決件数 | | 5,655 | 5,148 | 5,507 | 6,049 | 6,267 | 1,486 | 1,363 | -123 |
| 全国 | 届出受理件数 | | 86,933 | 77,022 | 79,218 | 84,910 | — | — | — | — |
| | 認知症(疑いを含む) | | 17,479 | 17,565 | 17,636 | 18,709 | — | — | — | — |
| | 割合(%) | | 20.1 | 22.8 | 22.3 | 22.0 | — | — | — | — |

※ 1 発見・解決件数は、当年以前に受理した届出を発見・解決した件数である。
2 全国数値は、年毎の集計であり、令和5年中は集計中である。

(2) 具体的な発見活動

行方不明となった原因が犯罪被害によるものである可能性を考慮し、認知段階から警察署と警察本部が連携して関係者からの事情聴取や防犯カメラの確認等の必要な捜査を実施している。

また、生命や身体に危険が生じるおそれのある行方不明事案への対応に当たっては、認知した初期の段階から多数の警察官を投入して発見活動を行うとともに、必要に応じて警察犬、警察用航空機の活用や他府県警察、公共交通機関等への手配を行うなど組織的な発見活動を推進している。



【警察犬による捜索活動】



【航空機による捜索活動】

(3) 認知症高齢者対策

ア 自治体等との連携

(7) 行方不明者発見活動

警察署では、認知症高齢者の行方不明事案を認知した場合には、認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域づくりを目的として自治体が構築している「認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク」と警察で入手した行方不明者情報を共有するなど、自治体等と連携した認知症高齢者の行方不明者発見活動を推進している。

(4) 認知症高齢者に関する情報の提供

保護等の警察活動によって認知症高齢者であることが判明した場合には、行方不明事案の再発防止等の観点から、自治体の実施する認知症支援施策につなげるため、原則、高齢者本人、又は家族の同意を得て、高齢者の住居地を管轄する自治体に情報提供を行っている。

イ 兵庫県警察ホームページを活用した行方不明者資料の公表

認知症やその疑いが原因の行方不明者を早期に発見保護するため、兵庫県警察ホームページに行方不明者に係る資料を公表し、県民等からの情報提供を求めている。

ウ 認知症サポーター養成講座※の受講

認知症への正しい知識と理解を深めることを目的として、警察職員を対象とした認知症サポーター養成講座の受講を推進している。

※ 認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症高齢者等にやさしい地域づくりを担う者を養成するため自治体の実施している事業



【認知症サポーター養成講座の受講 県警本部】

第2 特殊詐欺の抑止対策

1 特殊詐欺の認知状況

(1) 被害の推移

令和5年中の特殊詐欺被害は1,224件、約19.9億円を認知し、認知件数は平成16年の統計開始以降で過去最多となり、被害額も増加傾向で推移している。

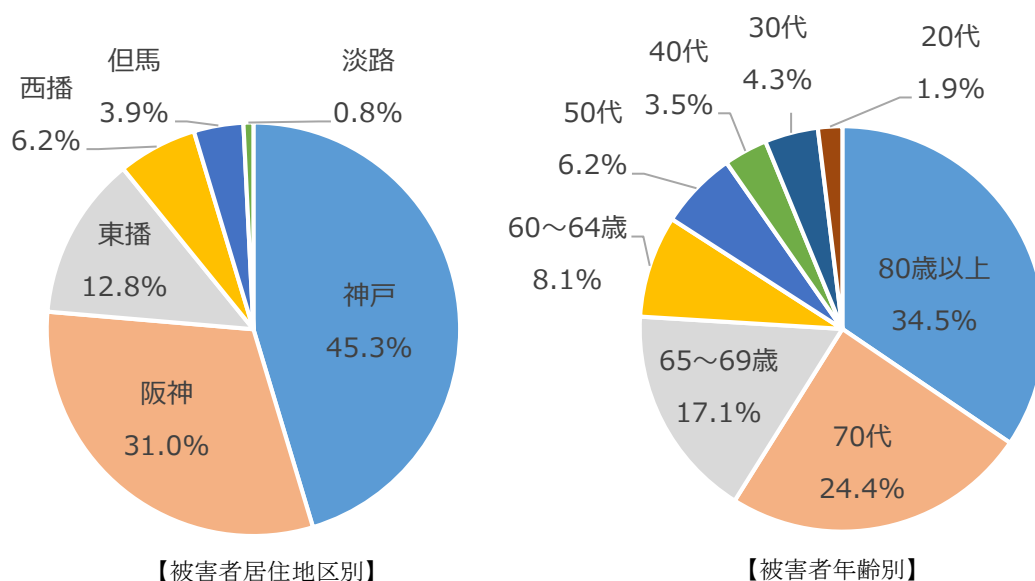
手口別では、電子マネー等をだまし取る架空料金請求詐欺、ATMで現金を振り込ませる還付金詐欺が多発し、依然として高水準で推移している。

| 区分 | 年別 | R元年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 | R5年 3月末 | R6年 3月末 | 前年対比 | |
|-----|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|------------|------|--------|
| | | | | | | | | | 増減 | 割合(%) |
| 兵庫県 | 認知件数 | 658 | 1,027 | 859 | 1,074 | 1,224 | 300 | 258 | -42 | -14.0 |
| | オレオレ詐欺 | 68 | 44 | 32 | 61 | 86 | 26 | 24 | -2 | -7.7 |
| | 預貯金詐欺 | 246 | 348 | 69 | 58 | 94 | 11 | 23 | +12 | +109.1 |
| | 架空料金請求詐欺 | 171 | 217 | 305 | 410 | 511 | 131 | 89 | -42 | -32.1 |
| | 融資保証金詐欺 | 19 | 27 | 11 | 8 | 7 | 0 | 5 | +5 | — |
| | 還付金詐欺 | 8 | 288 | 310 | 394 | 355 | 110 | 90 | -20 | -18.2 |
| | 上記の特殊詐欺以外 | 8 | 8 | 9 | 4 | 7 | 2 | 0 | -2 | — |
| | キャッシュカード詐欺盗 | 138 | 95 | 123 | 139 | 164 | 20 | 27 | +7 | +35.0 |
| | 被害額(億円) | 11.0 | 16.9 | 12.0 | 19.1 | 19.9 | 3.6 | 3.7 | +0.1 | +2.8 |
| | 相談件数 | 4,480 | 4,774 | 3,976 | 5,028 | 7,633 | 1,843 | 1,963 | +120 | +6.5 |
| 全国 | 認知件数 | 16,851 | 13,550 | 14,498 | 17,570 | 19,033 | — | — | — | — |
| | 被害額(億円) | 315.8 | 285.2 | 282.0 | 370.8 | 441.2 | — | — | — | — |

※ 令和5年、令和6年3月末数値は、暫定値である。

(2) 被害者の居住地区別等

令和6年3月末現在における被害者の居住地区別では神戸・阪神地区が76.3%、年齢別では65歳以上が76.0%を占めている。



2 特殊詐欺対策プロジェクトチームによる対策の推進

令和2年12月に発足した特殊詐欺総合対策本部の下、令和4年11月、特殊詐欺対策を重点的に実施する警察署（現24署）を指定し、専従体制による特殊詐欺対策プロジェクトチームを設置して、被害実態の分析を始め、高齢者宅への戸別訪問や自治体が行う自動録音電話機等の購入補助事業の利用促進など、抑止と検挙の両面から地域の実情に即した戦略的な特殊詐欺対策を推進している。

3 被害防止対策の推進

各種広報媒体の活用や関係機関・団体、事業者等との連携による広報啓発活動を積極的に行うとともに、金融機関・コンビニエンスストア等での被害防止活動など、官民一体となった取組を推進している。

また、高齢者世帯に対する戸別訪問活動を強化し、自動録音電話機等の推奨や市町が実施する購入補助事業の紹介など、固定電話機の防犯対策を強力に推進し、被害防止に直結する防犯対策に取り組んでいる。

(1) 県民への注意喚起

ア 高齢者層に対する防犯指導

警察官による戸別訪問や福祉介護関係団体等と連携した訪問活動のほか、老人会等の集会において、犯行手口や防犯対策を具体的に分かりやすく説明し、被害に遭わないための防犯指導を実施している。



【高齢者への戸別訪問 宝塚署】

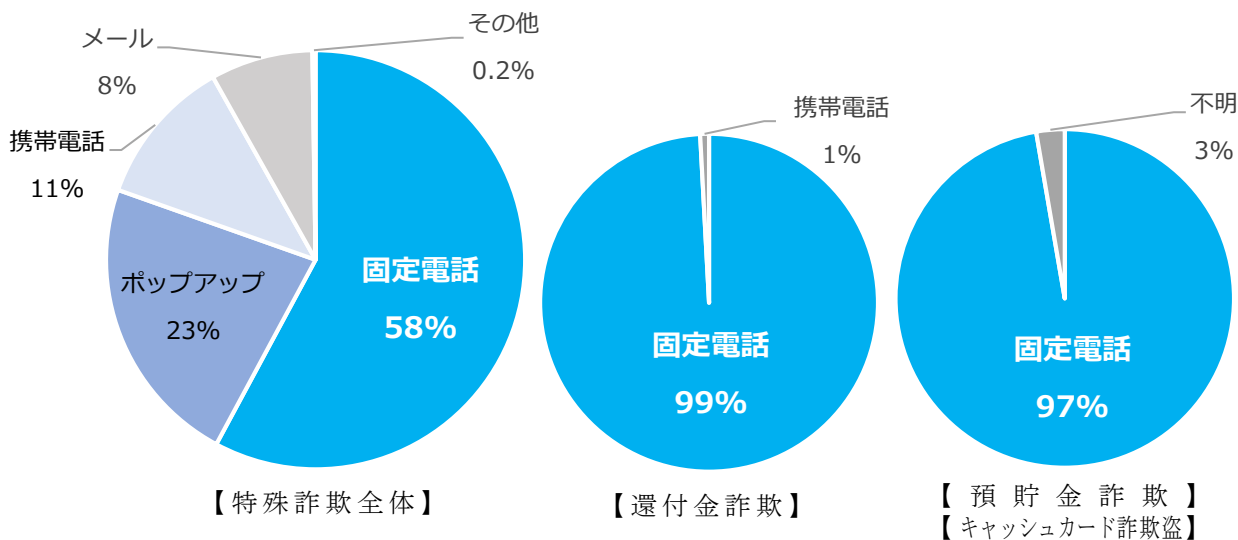
イ 固定電話対策の推進

犯人からの電話にでないことを推奨する「でんでんむし運動（アポ電にでんわ無視するで運動）」をキャッチフレーズに、自動録音電話機等の購入補助事業の紹介を始め、ナンバーディスプレイ等の無償化サービスの促進など、固定電話機の防犯対策を推進している。



【啓発ポスター】

【犯人からのアプローチに使用されたツール】 R5年中



ウ 名簿登載者に対する防犯指導

犯行グループから押収した名簿に氏名等が登載されている方に対し、戸別訪問や電話等による注意喚起を実施し、その家族にも通知することで、被害発生を先制的に防止している。

エ 著名人を起用したポスターの作製

著名人を起用したポスターを作製し、官公署、商業施設等に掲示するなど、県民の特殊詐欺への関心が高まるよう努めている。



【岡田彰布氏】

【西田ひかる氏】

【町田啓太氏】

オ 関係機関との連携

(7) 老人クラブ連合会との連携

令和5年8月に高齢者と直接的に関係する兵庫県老人クラブ連合会、神戸市老人クラブ連合会と特殊詐欺被害防止に関する協定を締結し、機関誌への被害防止啓発記事の掲載等において連携している。

(イ) タクシー協会との連携

特殊詐欺の被害者が、被害時に金融機関やコンビニエンスストアへの移動手段としてタクシーを利用している事例が多いことから、兵庫県タクシー協会及び兵庫県個人タクシー協会の協力を得て、乗客の目に留まりやすいタクシーの運転席又は助手席の背面に「特殊詐欺被害防止啓発プレート」を設置することで注意喚起を行っている。



【特殊詐欺被害防止啓発プレート】

カ 防犯ネットワークやSNS等を活用した情報配信

関係機関等と構築している防犯ネットワークのほか、

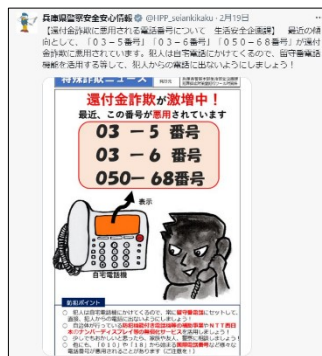
- 兵庫県警察ホームページ
- ひょうご防犯ネット
- 兵庫県警察 X (旧ツイッター)
- 兵庫県警察公式チャンネル(YouTube)

などを活用して防犯情報等のタイムリーな配信に努めている。

また、ケーブルテレビ、ラジオ、防災行政無線を活用した情報配信も実施している。



【兵庫県警察ホームページ】



【Xによる情報発信】



【ケーブルテレビでの情報発信】

キ 警察署の取組

関係機関・団体、事業所等と連携した広報啓発、啓発動画の配信、地元ケーブルテレビによる情報発信、啓発チラシの作成など、地域に応じた様々な方法で注意喚起を行い、被害防止を図っている。



【啓発動画 南但馬署】

(2) 自治体と連携した被害防止対策

ア 兵庫県特殊詐欺集中対策本部の設置

令和5年11月、兵庫県特殊詐欺集中対策本部が設置され、自動録音電話機等の購入補助事業の拡充及び普及啓発を重点とした対策を関係部局が連携して推進している。

イ 市町福祉部局への情報提供制度

警察署で把握した特殊詐欺の被害に遭うおそれが高い高齢者の情報を、本人の住所地を管轄する市町に提供することで、市町の福祉部局を通じて地域包括支援センター等による特殊詐欺被害防止広報啓発や福祉的な支援に結びつけ、被害防止を図っている。



【神戸市との協定締結式】

(3) 金融機関等と連携した水際対策の推進

ア 特殊詐欺の水際阻止の推移

金融機関等と連携した阻止件数は、令和5年中1,984件で、前年と比べて313件増加している。

このうち、コンビニエンスストア店員による阻止件数は833件で、最も多く、水際阻止全体の約4割を占めている。次いで親族、金融機関職員となっており、水際阻止に功労のあった方には署長感謝状を贈呈している。



【署長感謝状の贈呈 明石署】

| 区分 | 年別 | R元年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 | R5年 | R6年 | 前年対比 | |
|---------|------|------|------|-------|-------|-------|------|------|------|-------|
| | | | | | | | 3月末 | 3月末 | 増減 | 割合(%) |
| 阻止件数 | | 481 | 746 | 1,073 | 1,671 | 1,984 | 533 | 488 | -45 | - 8.4 |
| 阻止者 | コンビニ | 115 | 204 | 333 | 466 | 833 | 178 | 218 | +40 | +22.5 |
| | 親族 | 184 | 196 | 226 | 524 | 566 | 175 | 134 | -41 | -23.4 |
| | 金融機関 | 93 | 167 | 260 | 245 | 261 | 74 | 63 | -11 | -14.9 |
| | 警察官 | 1 | 54 | 85 | 124 | 78 | 28 | 12 | -16 | -57.1 |
| | その他 | 88 | 125 | 169 | 312 | 246 | 78 | 61 | -17 | -21.8 |
| 阻止額(億円) | | 5.1 | 3.3 | 3.1 | 2.0 | 3.9 | 0.9 | 0.5 | -0.4 | -44.4 |
| 阻止率(%) | 兵庫県 | 43.2 | 42.6 | 55.8 | 61.3 | 62.2 | 64.2 | 65.7 | +1.5 | + 2.3 |
| | 全国 | 40.1 | 45.7 | 51.8 | 52.5 | 54.6 | — | — | — | — |

※ 1 その他は、役所職員、一般人、友人・知人、警備員等である。

2 阻止率 = 阻止件数 / (認知(既遂)件数 + 阻止件数)

イ 金融機関における被害防止対策の推進

(7) 「ストップ！ATMでの携帯電話」運動の推進

多発する還付金詐欺の被害防止を目的として、ATMコーナーでの携帯電話の通話自粛の呼び掛けについて、金融機関と共同宣言を実施し、「ストップ！ATMでの携帯電話」運動を推進している。



【啓発ポスター】

(4) ATM設置場所における警戒の実施

被害を水際で阻止するため、金融機関の職員による積極的な声掛けを依頼し、水際阻止対策を強化している。

また、還付金詐欺の予兆電話が発生すればATM設置場所において警察官OBなどの防犯ボランティアが警戒に当たり、利用者に対し、声掛けによる注意喚起を実施している。

(ウ) 特殊詐欺水際阻止協力の店（家）

ATM設置場所付近の店舗や住民に「特殊詐欺水際阻止協力の店（家）」として、携帯電話で通話しながらATMを操作する高齢者への声掛けを依頼している。

店舗等には、ひょうご防犯ネットによりアポ電の入電状況等を配信しているが、電話での通知を希望する声が多いことから、今年度、オートコール（自動架電）システムを導入し、情報を発信していく予定である。



【店舗等掲示用ステッカー】

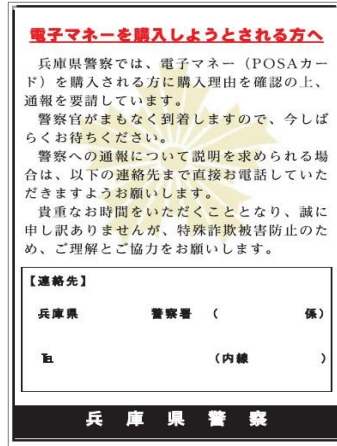
ウ コンビニエンスストアにおける被害防止対策の推進

店員からの声掛けや警察署への通報に納得しない電子マネー購入客に対して、「電子マネー購入客への説明シート」を提示し、自ら警察署に電話をかけて警察署の担当者から説明を求めるように案内することで、店員の心理的負担を軽減し、声掛けや警察への通報を行いやすいようにしている。

多発するサポート詐欺対策としては、店内への掲示や電子マネー購入客への説明に活用してもらうための「サポート詐欺疑似警告画面シート」をコンビニエンスストアに配布して、被害の水際防止に努めている。



表面



裏面

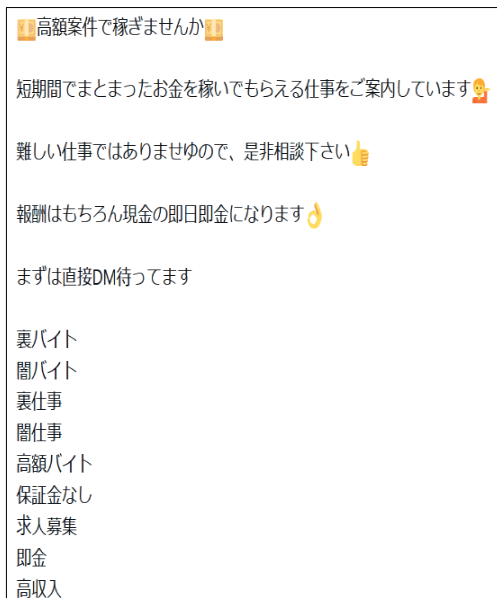
【電子マネー購入客への説明シート】



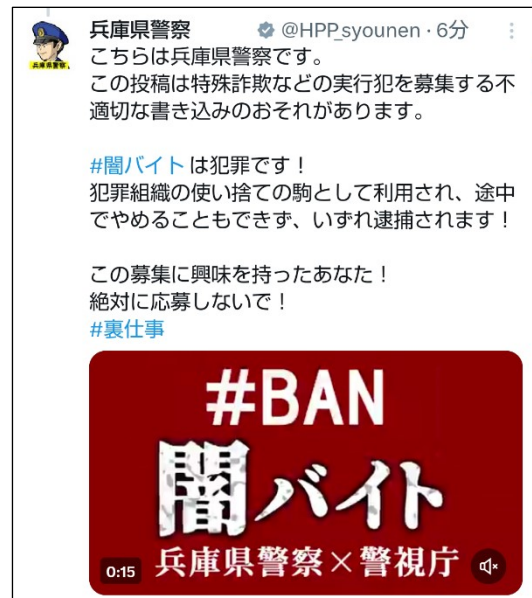
【サポート詐欺疑似警告画面シート】

(4) 犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」）対策

AIを活用したサイバーパトロールにより、SNS内に投稿された犯罪実行者募集情報を効率的に検索し、リプライ警告を実施している。



【投稿画面】



【警告画面】

4 検挙対策等の推進

職務質問による受け子等の現場検挙のほか、上位被疑者の検挙など、犯罪者グループの実態解明に向けた検挙対策に取り組んでいる。

(1) 特殊詐欺特別捜査隊による検挙活動

令和4年9月、特殊詐欺捜査に特化した新所属として特殊詐欺特別捜査隊を発足させて検挙体制を一層強化し、令和6年4月からは広域的な捜査連携を強化するため、同隊に連合捜査係を設置している。

(2) 検挙の推移

(件)

| 区分 | 年別 | R 元年 | R 2 年 | R 3 年 | R 4 年 | R 5 年 | R 5 年 3 月末 | R 6 年 3 月末 | 前年対比 |
|-----|----|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 実行犯 | | 185 (91) | 226 (86) | 211 (80) | 148 (48) | 190 (78) | 44 (18) | 30 (8) | -14 (-10) |
| 助長犯 | | 117 (97) | 82 (71) | 145 (112) | 152 (116) | 175 (107) | 42 (26) | 61 (33) | +19 (+7) |

※ 1 () は、検挙人員である。

2 助長犯とは、預貯金口座や携帯電話等の不正な開設・契約及びそれらの違法な売買等その他特殊詐欺の犯行を助長する犯罪

(3) 特殊詐欺の予兆電話（アポ電）認知時における初動対応

特殊詐欺の予兆電話を認知した際には、

- ・ 手交型^{※1}の場合は、発生地域における職務質問の強化
- ・ 振込型^{※2}の場合は、ATM設置場所における高齢者への声掛け等、その手口に応じた迅速な初動対応を徹底し、被疑者の検挙及び被害防止を図っている。

※ 1 手交型…被害者宅等に受け子が訪問して直接現金やキャッシュカードを受け取る手口

※ 2 振込型…被害者宅に架電し、ATMへ誘導し、現金を振り込ませる手口

(4) 検挙事例

ア 犯行拠点の摘発による上位被疑者の検挙

沖縄のマンション等を拠点として、全国で犯行を敢行していた架け子グループを特定し、拠点急襲により首魁を含むメンバー9名を検挙した。

イ 犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」）の募集役の検挙

SNSを利用して、特殊詐欺の実行役を闇バイト名目で募集していた犯人を職業安定法違反（有害業務目的紹介）の被疑者として検挙した。

(5) 犯行ツール対策の推進

ア 犯行ツールの無力化

預貯金通帳等を特殊詐欺の犯行グループに譲渡して、その犯行を容易にする助長犯を検挙しているほか、特殊詐欺に使用された預貯金口座の凍結、電話番号の利用停止要請など、犯行ツール対策を推進している。

イ 犯行使用電話への集中架電

犯行に使用された電話番号を把握した際には、集中的に警告架電することで、新たな犯行に使用できないようにしている。

5 SNS型投資・ロマンス詐欺の情勢

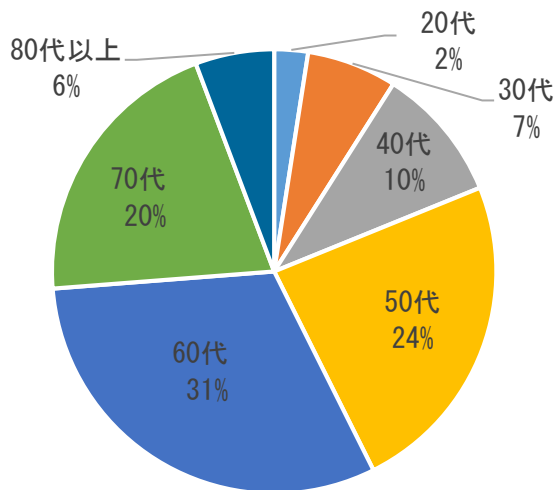
(1) SNS型投資・ロマンス詐欺の認知状況

被害額単位（百万円）

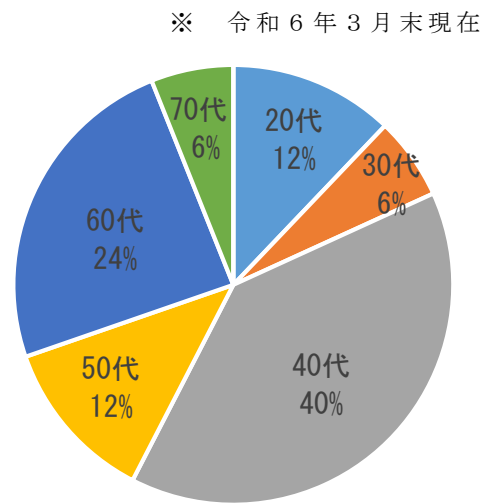
| 区 分 | | 年 別 | | | 前年対比 |
|--------------------------|-------|--------|-----------|-----------|--------|
| | | R 5 年中 | R 3 5 月 末 | R 3 6 月 末 | |
| SNS型投資詐欺 | 件 数 | 263 | 46 | 122 | + 76 |
| | 被 害 額 | 2,789 | 414 | 1,674 | +1,260 |
| SNS型ロマンス詐欺 (国際ロマンス詐欺) | 件 数 | 122 | 26 | 33 | + 7 |
| | 被 害 額 | 1,696 | 637 | 309 | - 328 |
| 合 計 | 件 数 | 385 | 72 | 155 | + 83 |
| | 被 害 額 | 4,485 | 1,051 | 1,983 | + 932 |

- ※ 1 数値については4月22日時点の集計値のため今後変動あり
 2 令和6年にSNS型投資詐欺及びSNS型ロマンス詐欺が新たに定義され、昨年までのSNS型投資詐欺及び国際ロマンス詐欺の定義と異なるため厳密な比較は不可

(2) 被害者の年代構成



【SNS型投資詐欺】



【SNS型ロマンス詐欺】

(3) 各種広報媒体を活用した情報発信

兵庫県警察ホームページ、ひょうご防犯ネット、兵庫県警察X（旧ツイッター）、兵庫県警察フェイスブックなどを活用して防犯情報等の発信に努めている。



【報道番組での情報発信】

兵庫県警察からのお知らせ

LINEのグループトークを悪用した投資詐欺被害が急増!

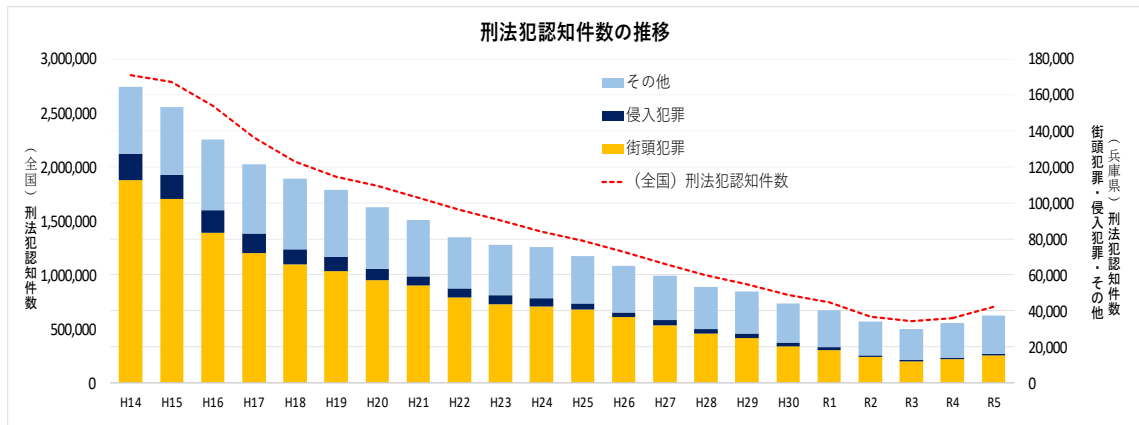
Instagram、Facebook、XなどのSNSの投資に関する広告をクリックしたり、突然招待されるなどの方法により、投資に関するLINEのグループトークに参加し、投資と称してお金をだまし取られる被害が急増しています!

- ◆ LINEのグループメンバーは全員サクラかも?!
- 全て犯人が書き込んでいる偽メッセージかもしれません。
- ◆ 相手は金融庁に登録している業者ですか?
- 金融商品を取扱うには、金融庁への登録が必要!登録がなければ違法です!
- 登録されている業者は金融庁のホームページに公開されています。
- ◆ 著名人をかたる相手は本物ですか?
- 面識のない著名人から突然連絡がくるでしょうか。

【啓発用チラシ】

第3 地域社会と連帯した犯罪の起きにくい社会づくりの推進

官民一体となった総合的な犯罪対策の推進や防犯機器の普及等を背景に、平成15年以降、刑法犯認知件数及びその総数に占める割合の大きい街頭犯罪並びに侵入犯罪は減少傾向にあったが、令和4年以降、刑法犯認知件数及び街頭犯罪が増加に転じていることから、引き続き、社会全体で良好な治安が保たれるよう、地域社会や関係機関・団体等と連携した取組を進めている。



1 持続可能な防犯ボランティア活動に向けた支援の推進

(1) 学生防犯ボランティア（ブルーフェニックス隊）の発足

若者の柔軟な発想や活発な行動力を生かして、特殊詐欺等の被害を防止するため、防犯活動を行う大学生等（兵庫県内に在学又は居住する大学生、大学院生、短期大学生、専門学校生）を募集し、令和5年6月、活動を開始した。特殊詐欺対策を中心に防犯キャンペーンへの参加や防犯動画の作成など広報啓発活動を実施している。



【ブルーフェニックス隊の活動 神戸市須磨区】

(2) 幅広い世代の参加促進

防犯ボランティア団体の高齢化・固定化による後継者不足を解消するため、ランニングを通じて防犯パトロールを行う「ひょうごふれあいランニングパトロール」（ふれパト）を官民学連携事業として立ち上げ、気軽に防犯活動に参加できる環境を構築した。現在は、事業を引き継いだNPO法人日本ふれパト協会の活動を支援している。



【ふれパトの活動 明石市】

ふれパトホーム
(facebook ページ)



(3) 青色防犯パトロールへの支援

青色防犯パトロール（青色回転灯等を装備した自動車による自主防犯パトロール）を支援するため、防犯情報の提供や合同パトロールを実施している。また、実施者に対する講習は、実施者の利便を考慮し、対面での講習又はインターネットを利用したeラーニング形式により実施している。

| | | | |
|-----------|-----|-------|-------|
| 令和6年3月末現在 | | | |
| 実施団体数 | 267 | 自動車台数 | 1,166 |



【eラーニング講習用動画】

(4) 「子供110番の家・店・車」への支援

危険に遭遇した子供の一時的な保護と警察への通報等を行う「子供110番の家・店・車」について、マニュアルの作成配布や研修会の開催などにより活動を支援している。

平成28年度から県くらし安全課と共同で開催している「子どもを守る110番の家・店・車ネットワーク会議」には、子供を守る110番の家・店・車や防犯パトロール活動に取り組んでいる県下の事業所、市町が参加し、情報提供や意見交換などを行っている。



【子どもを守る110番の家・店・車ネットワーク会議 県警本部】

(5) 「ながら見守り」活動の推進

見守りの担い手を増やすため、多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」活動を推進しており、普及促進のため、ふるさとひょうご寄附金を活用して、公益財団法人兵庫県防犯協会連合会が実施する講習会や広報啓発活動などの「ながら見守り」活動支援事業に要する費用を補助している。



【ふるさと寄附金で作成した普及用チラシ】

ふるさとひょうご寄附金
(県警ホームページ)



2 県民に対する積極的な防犯情報の提供等

(1) 「ひょうご防犯ネット」等を活用した情報発信

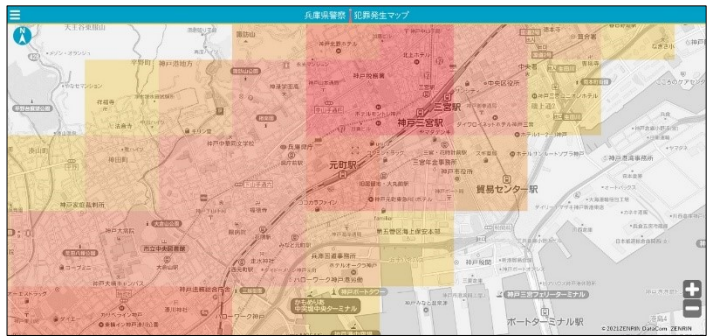
県民の防犯意識の高揚を図るため、身近で発生する犯罪情報等を「ひょうご防犯ネット」でタイムリーにメール配信している。

また、「犯罪発生マップ」では、ひょうご防犯ネットで配信した事案や、犯罪等の発生状況を地図上にアイコンで表示したり、地域を色分けしたりして、犯罪等の発生が多い「ホットスポット」を視覚的に分かりやすくしている。

なお、今年度中に防犯アプリを導入し、より県民に伝わりやすい情報発信を推進していく。



【過去の配信事案を同時表示】



【犯罪等発生状況の分布図】

ひょうご防犯ネット
(県警ホームページ)



| 区分 | 年別 | | | | | | | |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------|-------------|--------|
| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 平成4年 | 令和5年 | 令和5年 3月末 | 令和6年 3月末 | 前年対比 |
| 登録者数 | 188,474 | 195,068 | 196,553 | 197,280 | 207,575 | 196,380 | 206,286 | +9,906 |
| 配信件数 | 4,808 | 5,152 | 5,561 | 6,382 | 6,891 | 1,794 | 1,462 | - 332 |

(2) SNS等を活用した情報発信

兵庫県警察ホームページや各種SNS、自治体と連携した防災行政無線等の活用のほか、防犯動画の作成やタイムリーな防犯チラシの作成等、様々な方法で防犯情報を発信している。



【自転車盗注意喚起動画】



【車上ねらい注意喚起動画】

YouTube 兵庫県警察公式チャンネル



3 防犯環境の整備・充実

(1) 防犯カメラの設置促進

防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効であることから、自治体に対し防犯カメラの設置に向けた取組の働き掛けを行うとともに、自治会等に対して、市町が行う防犯カメラ設置補助事業の活用を働き掛けている。

(2) 防犯機器の普及促進

県民の防犯意識の高揚と防犯機器の活用による犯罪被害防止を図るため、関係団体及び事業者と連携した防犯性能の高い機器の展示会の開催や啓発動画、ポスター、チラシの作成等防犯機器の普及促進に取り組んでいる。



【防犯機器展示会 尼崎市】

4 子供と女性を犯罪から守る活動の推進

(1) 「先制・予防的活動」の推進

子供や女性に対する性犯罪等を未然に防止するため、その前兆となる声掛けやつきまとい等について分析を行い、早期に行為者を特定して検挙・警告の措置を行っている。

(2) 子供の被害防止対策

子供が被害者となる犯罪を未然に防止するため、学校と連携して子供と一緒に校区を歩き、危険箇所や子供を守る110番の家等を確認する「ウォークラリー」や防犯訓練、防犯教室を実施することにより、児童の危機回避能力の向上を図るとともに、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応訓練を行っている。



【ウォークラリー 神戸市中央区】

(3) 女性の被害防止対策

女性に対する犯罪の被害を防止するため、犯罪発生状況や防犯情報の発信により注意喚起をするとともに、護身術DVD・マニュアルを活用した護身術教室を開催し、女性の安全対策の強化を図っている。護身術教室については、学校や事業所等の要望に応じて開催しているほか、誰でも参加可能な「参加者募集型」でも開催している。



【護身術教室 県警本部】